

経営者のための やさしい企業年金教室

2021年8月25日

39 時限目：企業型確定拠出年金加入者の iDeCo 加入の要件緩和

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日公布され、令和4年10月1日に iDeCo 加入要件が緩和されます。今回はその解説をいたします。

■ 現在の取り扱い

企業型確定拠出年金 (DC) の加入者 (従業員) が iDeCo に加入できるのは、下記の要件を満たした場合です。

①DC の規約を iDeCo 加入を認める規約に改正すること

②DC の拠出限度額を引き下げること

- ・月額 55,000 円を 35,000 円に引き下げ (確定給付企業年金 (DB) 等がある場合は、月額 27,500 円を 15,500 円に引き下げ)
- ・iDeCo の拠出限度額は月額 20,000 円 (DB 等がある場合は 12,000 円)

③マッチング拠出を導入していないこと (事業主が導入していれば、マッチング拠出をしていない加入者も iDeCo には加入できない)

■ 法改正後の取り扱い

上記のように、企業型 DC 加入者が iDeCo に加入可能とするためのハードルが高く、ほとんど活用されていないのが現状です。そのため法

改正により、企業型 DC 加入者が iDeCo に加入しやすくするものです。

法改正後は、上記①の規約の改正や②の一律の限度額引き下げは不要となります。企業型 DC 加入者は DC 拠出限度額から、事業主掛金を控除した残余の額の範囲内で iDeCo に加入できるようになります。マッチング拠出を導入している企業型 DC の加入者は、加入者ごとにマッチング拠出か iDeCo 加入かを選択できるようになります。

■ マッチング拠出か iDeCo 加入か

(1) マッチング拠出の仕組み

初めに、マッチング拠出の仕組みについて復習しておきます。

マッチング拠出は、事業主の掛金を超えない範囲で、かつ、掛金合計額が拠出限度額以内で、加入者が自分のお金を拠出する仕組みです。マッチング拠出をするかどうかは、加入者が選択できます。

(2) マッチング拠出と iDeCo 加入の選択

①上記の通り、加入者ごとに、マッチング拠出とするか iDeCo 加入とするか (または、どちらもしないか) を選択できます。

経営者のための やさしい企業年金教室

②事業主掛金の額により、どちらが多く拠出

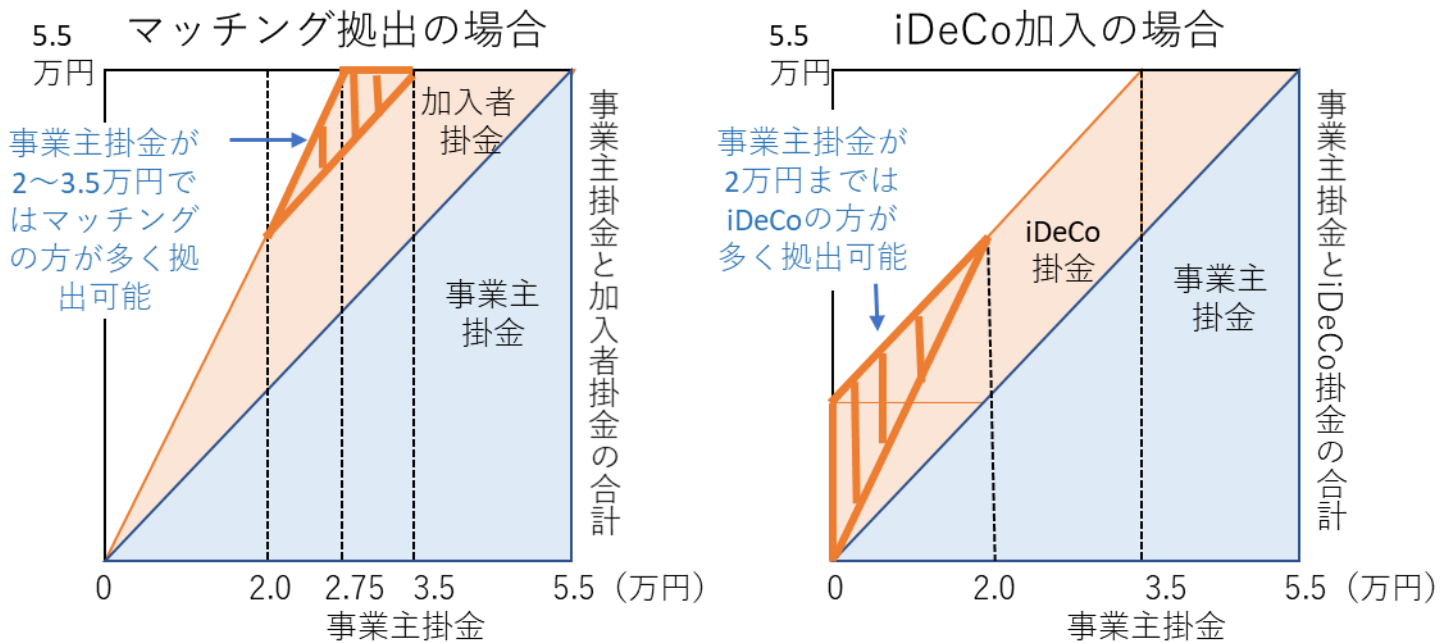
できるかは異なります。(下図参照)

③iDeCo の運営管理機関に支払う管理手数料等は、一般的には、加入者の負担となり

ます。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・
団体支援日本FP協議会） 葉山 俊夫

【図】 マッチング拠出とiDeCo加入の拠出可能額



※確定給付企業年金等を導入している場合は以下の通り読み替えてください
 2.0万円 → 1.2万円 2.75万円 → 1.375万円 3.5万円 → 1.55万円
 5.5万円 → 2.75万円